

南島原市立地適正化計画 届出の手引き

令和7年3月
南島原市

一南島原市立地適正化計画 届出の手引き一

立地適正化計画における届出制度について……………	2
居住推奨区域（居住誘導区域）外での住宅開発等における届出……………	3
都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等における届出……………	5
都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止における届出……………	7
誘導施設に係る届出要否 早見表……………	8
居住推奨区域（居住誘導区域）及び都市機能誘導区域 全体図……………	9

立地適正化計画における届出制度について

届出制度の目的

立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正により市町村が作成することができることになった計画です。

本市においても人口は減少傾向にあり、今後も更なる人口減少が進展すると予測されています。そのため、本市においても本市全域を対象として「南島原市立地適正化計画」を策定しています。

本計画の公表により、居住推奨区域（居住誘導区域）外及び都市機能誘導区域外で特定の開発・建築等の行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合は、都市再生特別措置法（第88条第1項、第108条第1項、第108条の2第1項）に基づき、事前に市へ届出を行う必要が生じます。

なお、届出を行わずに、又は虚偽の届出をして、開発・建築等の行為をした場合は、都市再生特別措置法（第130条）に基づき、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

居住推奨区域（居住誘導区域）外における住宅等に係る開発又は建築等行為について勧告をした場合に、勧告を受けた届出者がこれに従わなかった時には、市は、都市再生特別措置法（第88条第5項）に基づき、その旨を公表する場合があります。

届出対象の行為・届出の流れ

・居住推奨区域（居住誘導区域）外での住宅開発等について → P3～4へ

・都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等について → P5～6へ

・都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止について → P7へ

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

宅地建物取引業法第35条第1項第2号の規定により、都市再生特別措置法の規定による居住推奨区域（居住誘導区域）外及び都市機能誘導区域外における開発・建築等の届出義務が、重要事項の説明として追加されました。

このことにより、届出をしない場合に罰則が科せられるなど、届出義務を知らないで宅地又は建物を購入した者は不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、居住推奨区域（居住誘導区域）外及び都市機能誘導区域外における開発・建築等の届出義務について説明が必要です。

居住推奨区域（居住誘導区域）外での住宅開発等における届出

◆届出の目的

居住推奨区域（居住誘導区域）外における住宅開発等の動きを把握するため

◆届出の対象となる行為

立地適正化計画区域の都市計画区域内において、**居住推奨区域（居住誘導区域）**

外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、事前に市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

開発行為

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を言います。

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）

①の例示

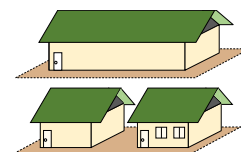
800m²の3戸の開発行為 ⇒ **届出が必要**



②の例示

1,300m²の1戸の開発行為 ⇒ **届出が必要**

800m²の2戸の開発行為 ⇒ **届出は不要**



建築行為等

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

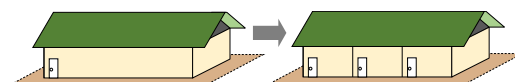
①の例示

3戸の建築行為 ⇒ **届出が必要**



③の例示

住宅等とする改築 ⇒ **届出が必要**



※現時点で本市では「人の居住の用に供する建築物」に関する条例はありません。（R7.3時点）

◆届出の時期

開発行為や建築行為等に **着手する 30 日前までに届出** を行って下さい。

（都市再生特別措置法第88条第2項）

なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

◆届出時の提出書類

届出は、所定の届出書様式に添付図書を添えて**2部（正本・副本）**提出します。

開発行為の場合

- 届 出 書 **届出様式 1-1**
- 添付図書
 - ① 当該行為を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
 - ② 設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図等）

建築等行為の場合

- 届 出 書 **届出様式 1-2**
- 添付図書
 - ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
 - ② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図等）

上記2つの届出内容を変更する場合

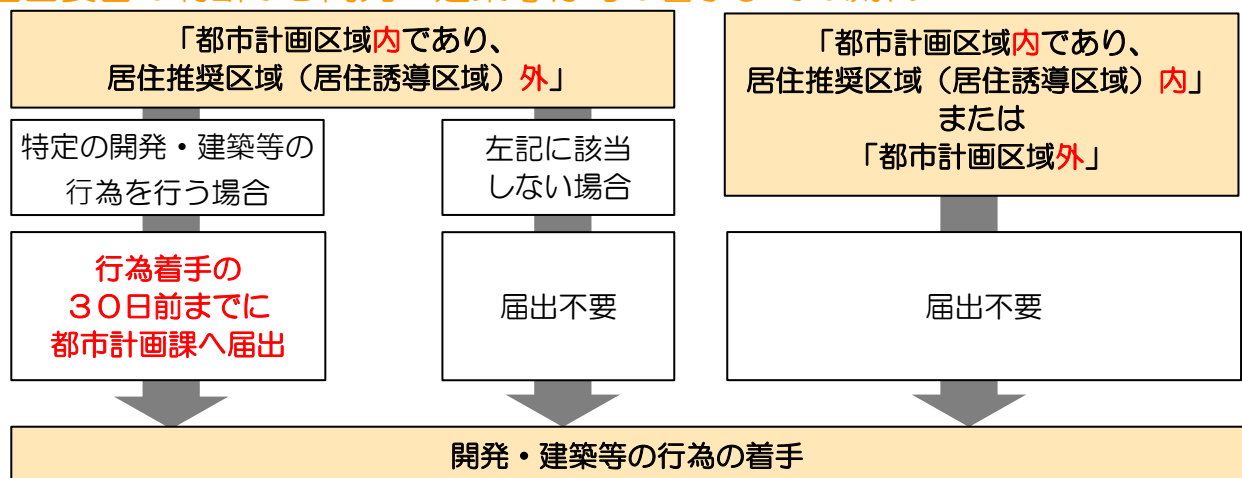
- 届 出 書 **届出様式 1-3**
- 添付図書 上記の添付図書と同様

◆届出を要しない軽易な行為

区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります（都市再生特別措置法施行令第25条）。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為

◆届出要否の判断から開発・建築等行為の着手までの流れ



都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等における届出

◆届出の目的

都市機能誘導区域外における誘導施設（生活利便施設）の動きを把握するため

◆届出の対象となる行為

立地適正化計画区域の都市計画区域内において、**都市機能誘導区域外の区域**で以下の行為を行おうとする場合には、事前に市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為

建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



届出対象のイメージ図 （【例】大規模小売店舗（誘導施設）を新築する場合）

◆届出の時期

開発行為や建築等行為に **着手する 30 日前までに届出** を行って下さい。

（都市再生特別措置法第108条第2項）

なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

◆届出時の提出書類

届出は、所定の届出書様式に添付図書を添えて**2部（正本・副本）**提出します。

開発行為の場合

- 届 出 書 **届出様式 2-1**
- 添付図書
 - ① 当該行為を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
 - ② 設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
 - ③ その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図等）

建築等行為の場合

- 届 出 書 **届出様式 2-2**
- 添付図書
 - ① 敷地内における建築物等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
 - ② 建築物等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書（求積図等）

上記2つの届出内容を変更する場合

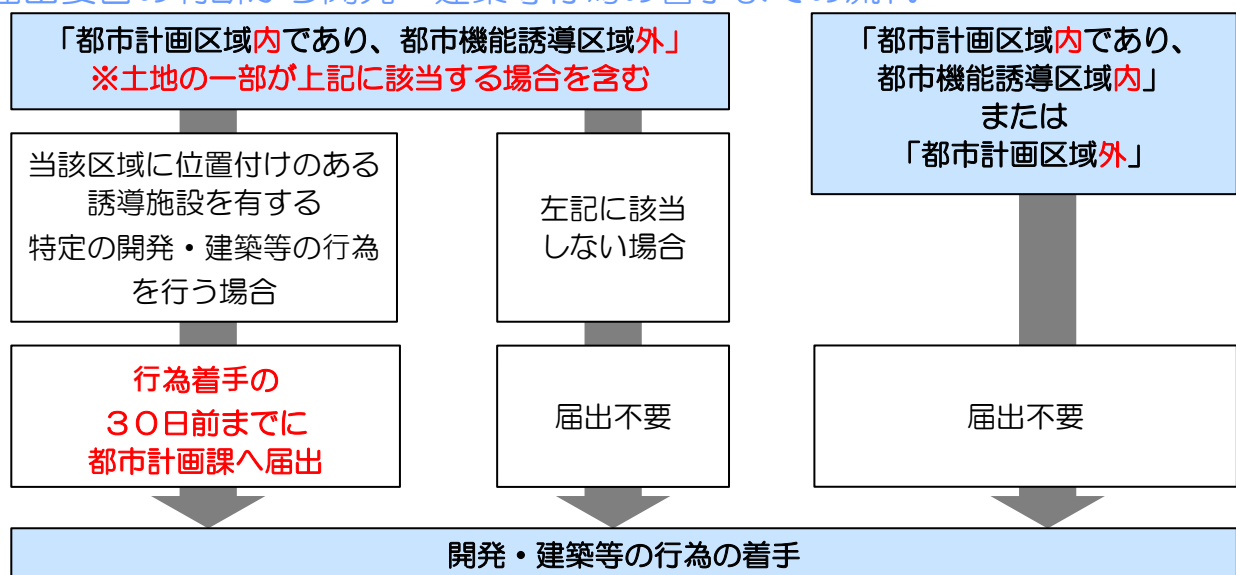
- 届 出 書 **届出様式 2-3**
- 添付図書 上記の添付図書と同様

◆届出を要しない軽易な行為

区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります（都市再生特別措置法施行令第33条）。

- ① 誘導施設に該当する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 誘導施設に該当する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

◆届出要否の判断から開発・建築等行為の着手までの流れ



都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止における届出

◆届出の目的

都市機能誘導区域内に存する誘導施設の休廃止の動きを事前に把握するため

◆届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内の区域で以下の行為を行おうとする場合には、事前に市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

区域図及び都市機能誘導区域に設定した誘導施設の内容については、P7、8を参照してください。

○都市機能誘導区域内で当該区域に係る誘導施設を休止又は廃止する場合

◆届出の時期

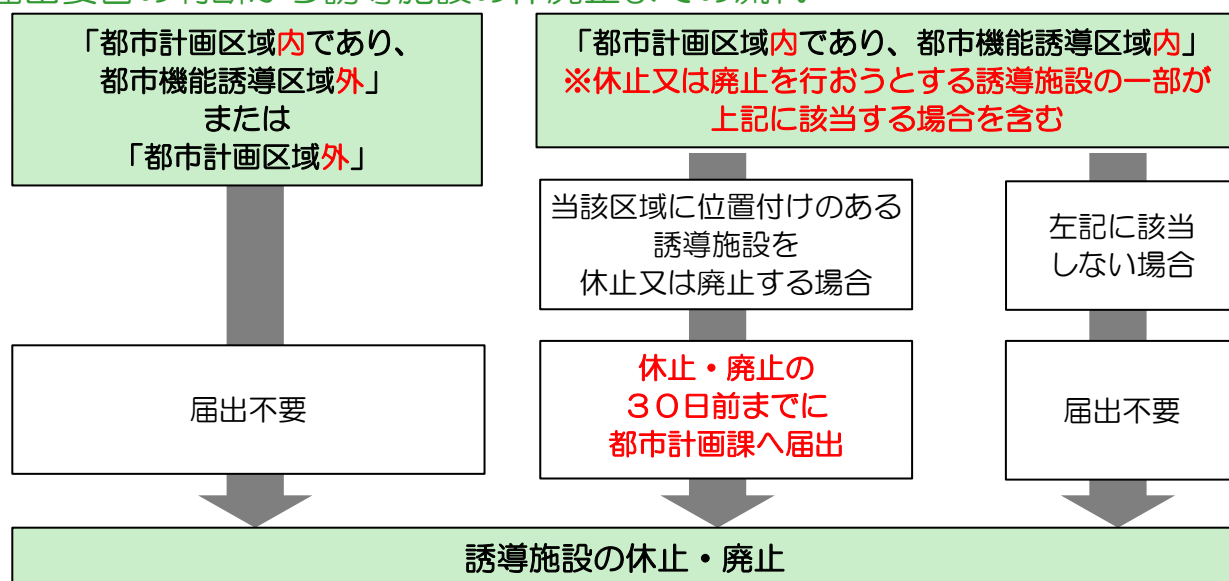
施設を休止又は廃止しようとする日の**30 日前までに届出**を行って下さい。
（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

◆届出時の提出書類

届出は、所定の届出書様式に添付図書を添えて**2部（正本・副本）**提出します。

- 届 出 書 **届出様式 3-1**
- 添付図書
 - ① 当該行為を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
 - ② その他参考となるべき事項を記載した図書

◆届出要否の判断から誘導施設の休廃止までの流れ



誘導施設に係る届出要否 早見表

凡例

- : 休止・廃止する場合に届出が必要
- : 開発・建築等行為をする場合に届出が必要
- 空白 : 開発・建築等行為をする場合、休止・廃止する場合のいずれも届出が不要

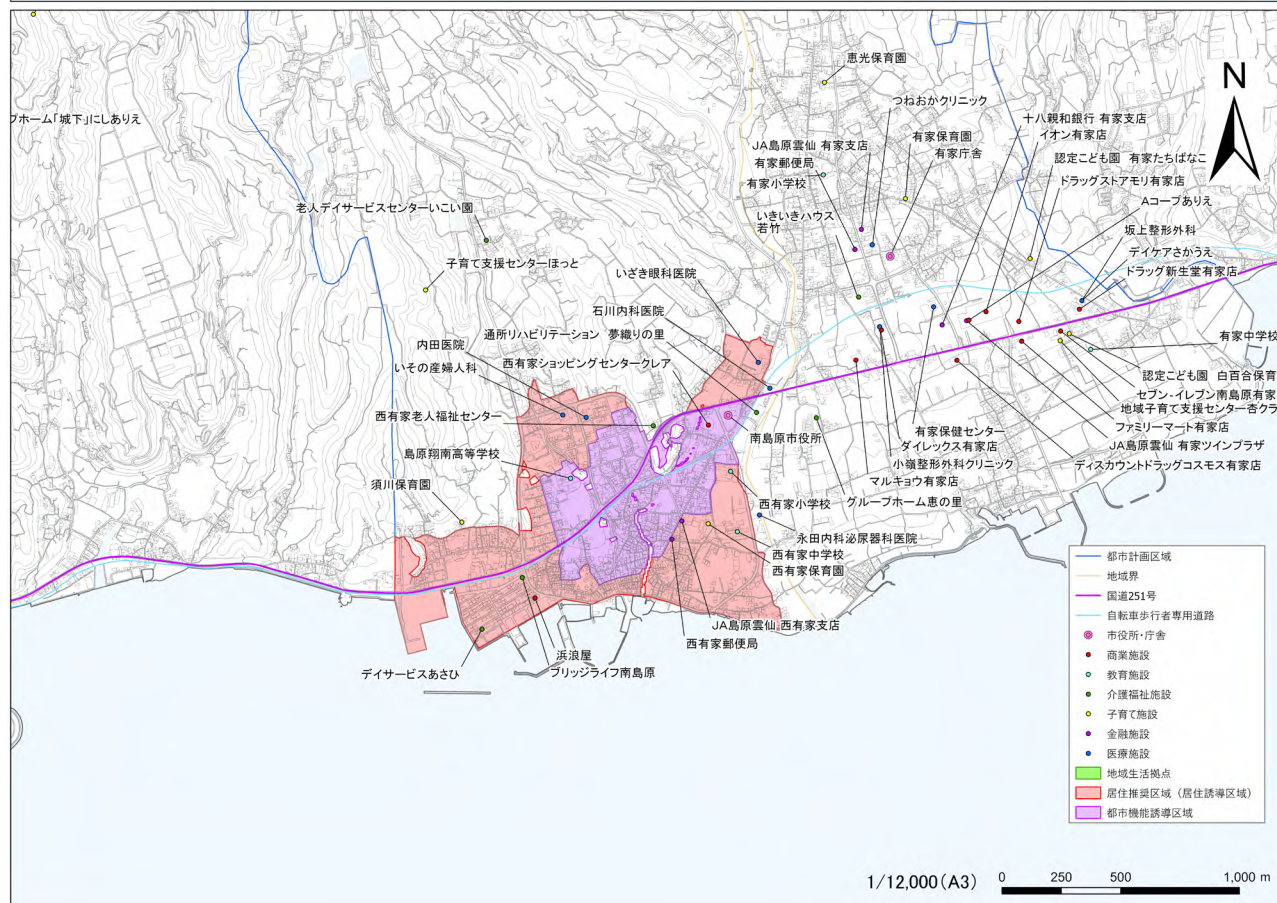
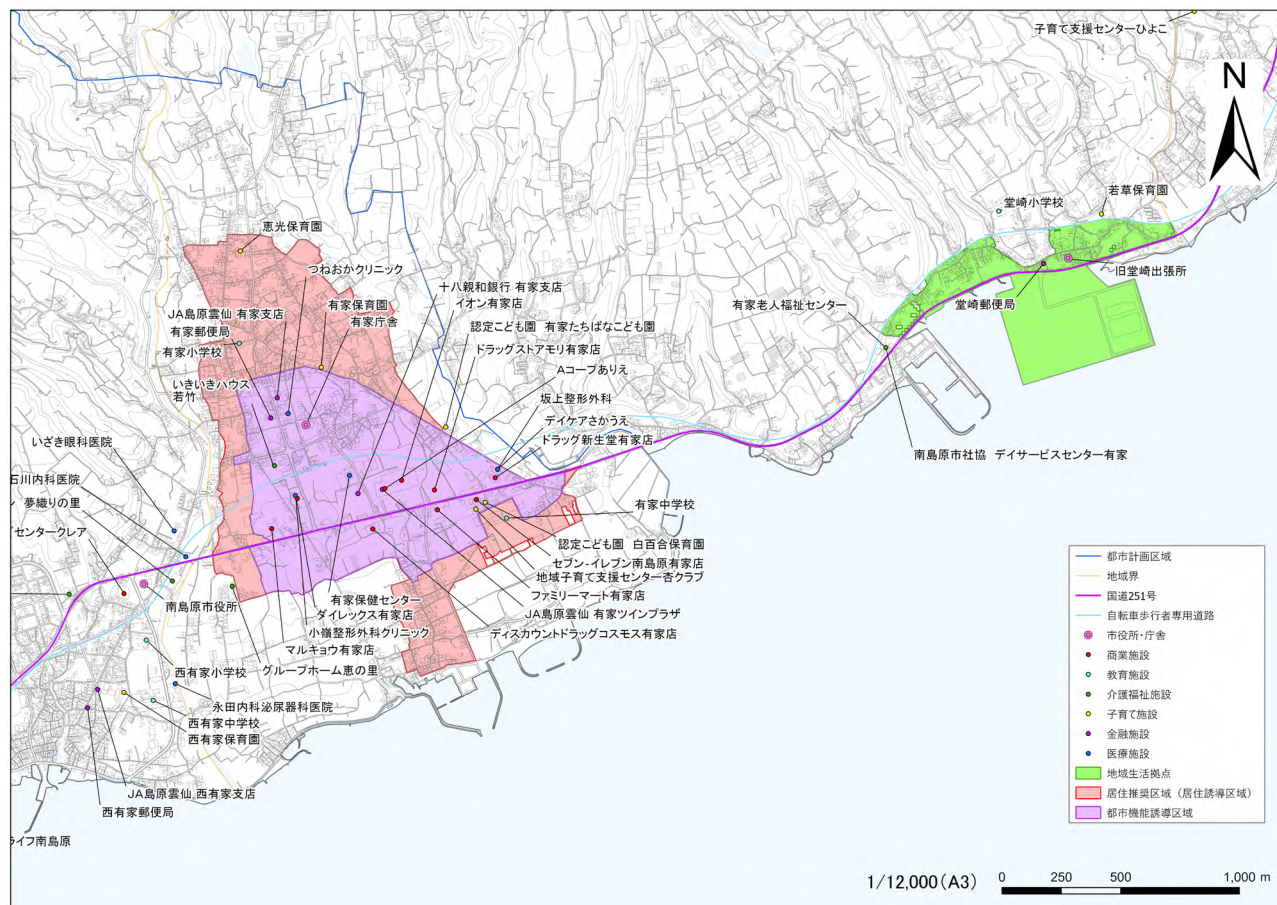
機能	誘導施設	定義	都市計画区域内			都市計画区域外
			都市機能誘導区域内		都市機能誘導区域外	
			有家・西有家地域	口之津・加津佐地域		
行政	市役所	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設	●	—	○※1	
	庁舎		●	●	○	
介護福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設	●	●	○	
	福祉センター	福祉センターの設置管理について(各都道府県知事あて厚生事務次官通知)に基づく施設	—	●	○※2	
	老人福祉センター	老人福祉法第 27 条の 7 に規定する施設	●	●	○	
子育て支援	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する施設	●	●	○	
商業	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗	●	●	○	
医療	保健センター	地域保健法第 18 条に定める市町村保健センター	●	●	○	
	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院	●	●	○	
金融	銀行	銀行法第 2 条に規定する銀行	●	●	○	
文化・交流	ホールを有する施設 (500 席以上)	イベント、展示、講座等を開催可能な 500 席以上を有する施設	●	—	○※1	

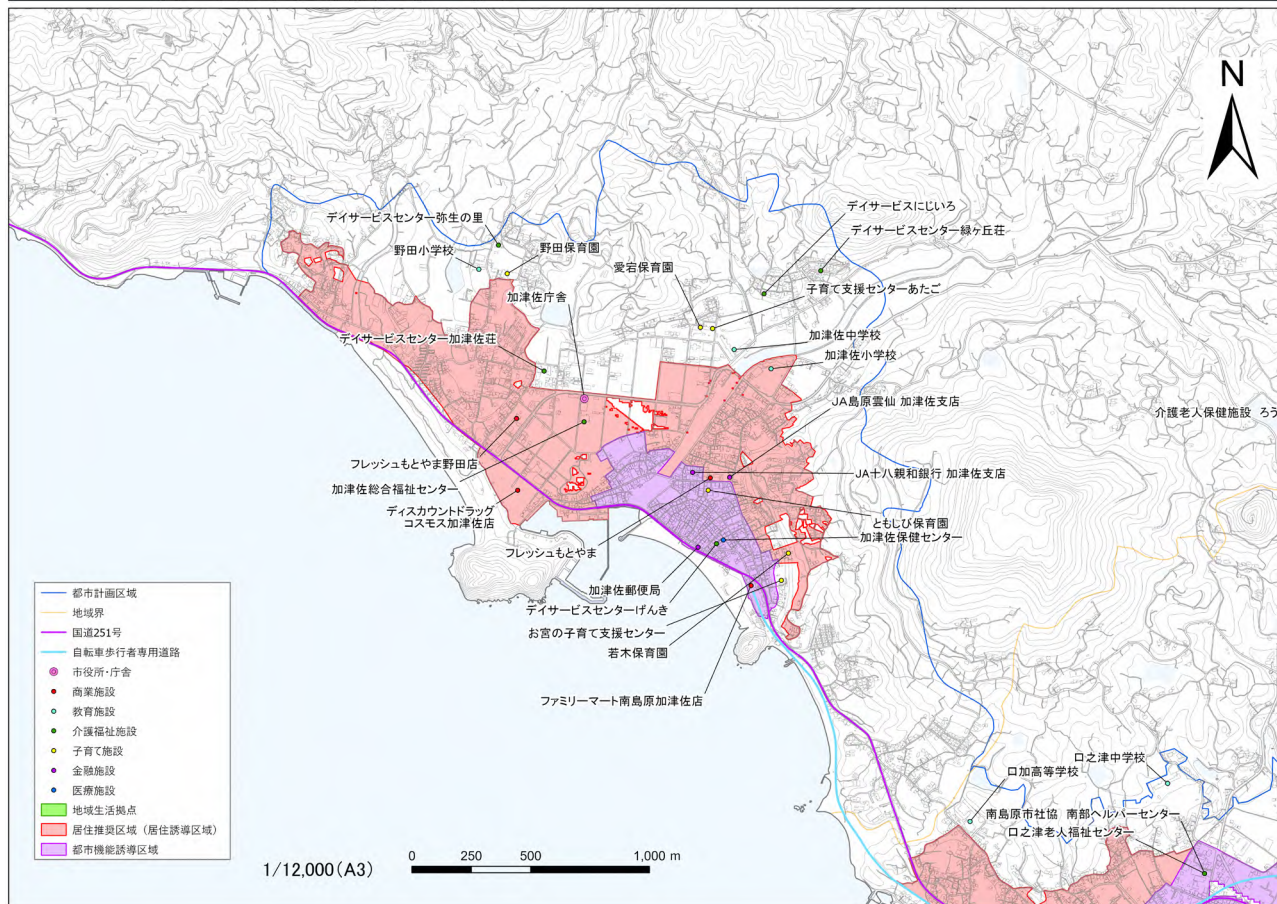
※1：有家・西有家地域の都市機能誘導区域外で開発・建築行為をする場合

※2：口之津・加津佐地域の都市機能誘導区域外で開発・建築行為をする場合

居住推奨区域（居住誘導区域）及び都市機能誘導区域 全体図

■ 有家・西有家地域



[illegible]

- 10 -

南島原市立地適正化計画 届出の様式

届 出 の 様 式

居住誘導区域外での住宅開発等における届出の様式

届出様式 1-1	(開発行為)	13
届出様式 1-2	(建築等行為)	14
届出様式 1-3	(上記2つの届出内容の変更)	15

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等における届出の様式

届出様式 2-1	(開発行為)	16
届出様式 2-2	(建築等行為)	17
届出様式 2-3	(上記2つの届出内容の変更)	18

都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止における届出の様式

届出様式 3-1	(休廃止)	19
参考様式	(委任状)	20

様式第1号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	南島原市
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築

建築物を改築して住宅等とする行為

建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者

住所

氏名

連絡先

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	南島原市
	地目	
	面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺1/100 以上））
- 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

1 当初の届出年月日（和暦）	年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（開発行為の場合の添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

（建築行為の場合の添付図書）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	南島原市
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

- 誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	南島原市
	地目	
	面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

1 当初の届出年月日	年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（開発行為の場合の添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

（建築行為の場合の添付図書）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第7号（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休 止・廃 止）について、下記により届け出ます。

年 月 日

南島原市長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	誘導施設の名称	
	用途	
	所在地	南島原市
2 休止（廃止）しようとする年月日	年 月 日	
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	年 月 日 まで	
4 休止（廃止）に伴う措置	(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を建築する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
	(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

委 任 状

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 都市再生特別措置法第○条第○項に基づく届出

令和 年 月 日

(委任者)

住所 _____

氏名 _____ 印

様式第1号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○
氏 名 株式会社○○
代表取締役○○ ○○
連絡先 ○○○-○○○-○○○○

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	南島原市○○町○○ ○番○ ※計画地の所在を地番まで記載
	2 開発区域の面積	○, ○○○. ○○ 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅（○戸） ※一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅のうち、 該当する住宅の用途を記載した上で、カッコ内に住宅の予定戸数を記載
	4 工事の着手予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第2号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築	}	について、下記により届け出ます。
建築物を改築して住宅等とする行為		
建築物の用途を変更して住宅等とする行為		

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○

氏 名 株式会社○○

代表取締役○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	南島原市○○町○○ ○番○ ※計画地の所在を地番まで記載
	地目	宅地
	面積	○○○.○○ 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅（10戸） ※一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅のうち、該当する住宅の用途を記載した上で、カッコ内に住宅の予定戸数を記載	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第3号（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○

氏 名 株式会社○○

代表取締役○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

1 当初の届出年月日	令和○年 ○月 ○日 ※様式第1号または様式第2号の届出日を記載
2 変更の内容	開発区域面積の拡大 (変更前) ○, ○○○. ○○平方メートル (変更後) △, △△△. △△平方メートル ※変更の内容を記載した上で、変更前後の内容を対 照させて記載
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和○年 ○月 ○日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(開発行為の場合の添付図書)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

(建築行為の場合の添付図書)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第4号（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○
氏 名 株式会社○○
代表取締役○○ ○○
連絡先 ○○○-○○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称（住所）	南島原市○○町○○ ○番○ <u>※計画地の所在を地番まで記載</u>
	2 開発区域の面積	○, ○○○. ○○ 平方メートル
	3 建築物の用途	大規模小売店舗（食料品スーパーマーケット） <u>※該当する誘導施設の分類と用途を記載</u>
	4 工事の着手予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	○年○月からの営業開始にあわせ、食品衛生法に基づく食肉販売業（魚介類販売業）の営業許可（届出）を○○保健所に提出予定。 <u>※誘導施設の立地について、他法令に基づく許認可手続き等を行う場合はその予定を記載</u>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第5号（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

南島原市長 様

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	南島原市〇〇町〇〇 〇番〇 ※計画地の所在を地番まで記載
	地目	宅地
	面積	〇〇〇. 〇〇 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大規模小売店舗（食料品スーパーマーケット） ※該当する誘導施設の分類と用途を記載	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	〇年〇月からの営業開始にあわせ、食品衛生法に基づく食肉販売業（魚介類販売業）の営業許可（届出）を〇〇保健所に提出予定。 ※誘導施設の立地について、他法令に基づく許認可手続き等を行う場合はその予定を記載	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付図書）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第6号（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○

氏 名 株式会社○○

代表取締役○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

1 当初の届出年月日	令和○年 ○月 ○日 ※様式第4号または様式第5号の届出日を記載
2 変更の内容	開発区域面積の拡大 (変更前) ○, ○○○. ○○平方メートル (変更後) △, △△△. △△平方メートル ※変更前後の内容を対照させて記載
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和○年 ○月 ○日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(開発行為の場合の添付図書)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・設計図（土地利用計画図、計画平面図（縮尺 1/100～1/500 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

(建築行為の場合の添付図書)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（位置図、配置図（縮尺 1/100 以上））
- ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面（求積図（上記図面で面積が確認できない場合）等）

様式第7号（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休止届出書

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

南島原市長 様

届出者 住 所 ○○市○○町○○ ○-○

氏 名 株式会社○○

代表取締役○○ ○○

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	誘導施設の名称	○○スーパー ※対象施設の名称を記載
	用途	大規模小売店舗（食料品スーパーマーケット） ※該当する誘導施設の分類を記載
	所在地	南島原市○○町○○ ○番○ ※対象施設の所在を地番まで記載
2 休止（廃止）しようとする年月日	令和○年 ○月 ○日	
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	年 月 日 まで ※休止の場合は、休止の終了日を記載	
4 休止（廃止）に伴う措置	(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を建築する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
	建築物の使用予定なし ※建築物の使用予定がある場合は、予定用途を記載 例）予定用途：大規模小売店舗（1,000㎡超）	
	(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	
	令和○年○月 既存建築物の除却予定	

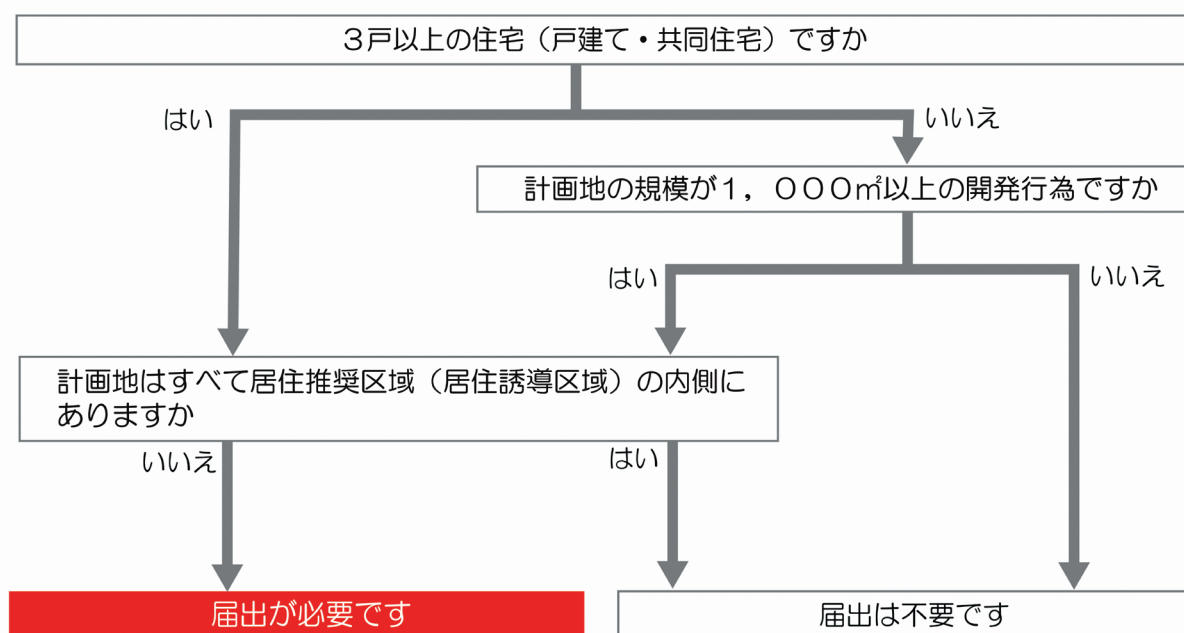
注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

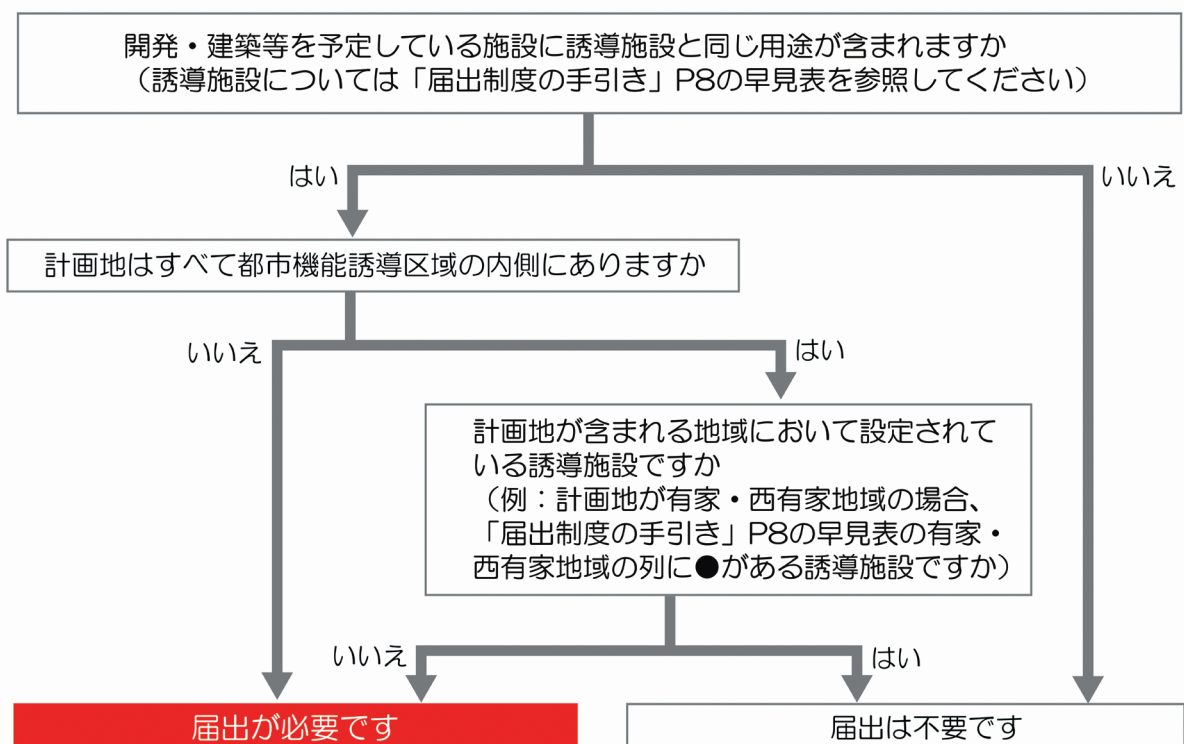
（添付図書）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図、現況図（縮尺 1/1,000 程度））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

■居住推奨区域（居住誘導区域）外での住宅開発等に関する届出についての確認フロー



■都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等における届出についての確認フロー





南島原市立地適正化計画 届出の手引き 令和7年3月

南島原市 建設部 都市計画課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地1

電話：0957-73-6677 FAX：0957-82-0240